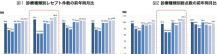
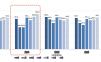
# 『新型コロナウイルス感染症の影響による 患者数・診療点数の変化について』

中央社会保険医療協議会が第470回総会において「新型コロナウイルス感染症に伴う医療保険制度の対応について」の中で4月か ら9月までのレヤプト件数、レヤプト占数の前年同月との比較資料を掲載した。

同結果より、新型コロナ感染症による治療者の動向が見えてきます。

## 新型コロナウイルス減染症による医療機関のレヤブト件数。レヤブト点数の変化





レセプト件数、レセプト点数の前年同月比でみると、4月、5月でそれぞれ大きな減少が見られたが6月にはレセプト点数が、8月 にはレヤプト件数の回復が思られる。

4月、5月の大きな減少については、緊急事態宣言による診療控えの影響も大きいと考えらる

\*緊急事態宣言 期間:2020年4月16日~5月25日

(7都府県に関しては4月7日から実施:東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、埼玉県、千葉県、福岡県)

#### 医療機関で実施している対策

医療模型の実施として、従来行なっている感染予防管に加え、新型コロナウイルス感染非事素への対応に限らず以下のような対 笛が実施されている。

[施設としての整備] 事務受付にビニールシートやアクリル板の設置

> 締めておく必要のある扉には、消毒液を設置 ・感染予防に関する注意ポスターを名所に掲示

[職員の配置。教育] 来訪者の検温、消毒を促す係員を玄関に配置 ・新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員研修の実施

・来訪者には、手指消毒、体温測定、マスクの付け替え、間診察の記入を依頼

#### 新型コロナウイルス感染症を除まえた診療に係る特別的な対応

### 外来における小児診療等に係る評価

- ●感染予防策の実施について、成人等と比較して、
- ・親や医療従事者と濃厚接触しやすいため (抱っこ、おむつ交換など) 、感染経路が非常に多く、感染予防策の
- 徹底が重要であること ・訴えの聴取等が困難であり、全ての診療等において、新型コロナウイルス感染症を念頭においた対策が必要で
- あること などから、より配慮が支められる6歳去端の乳幼児への外来除郷篤に対する評価が必要
- →小児特有の娯楽予防対策(※)を講じた上で外来診療等を実施した場合、初再診に関わらず患者毎に
  - ○歯科においては、55点(令和3年10月からは、28点)に相当する点数を、特例的に算定できることとする。 ※「小児の外来診療におけるコロナウイルス感染症2019診療方針」を参考に感染予防策を講じた上で、保護者に説明し同窓を得ること。
- \$1.2 HB : DISHORNESSED MATTERNA WILLIAM